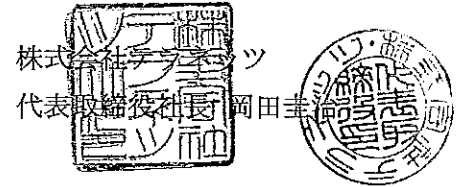


改善状況報告書

平成20年10月7日

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊藤 義郎 殿



当社が平成20年3月27日に提出した改善報告書に関し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第14条の2第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した改善状況報告書を提出いたします。

当社は、適時開示の重要性を厳粛に受け止めており、株主、投資家およびその他の関係者の皆様にご迷惑をおかけし、また、株式市場の信頼を損ねましたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。今後とも、適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に迅速かつ正確な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めてまいります。

1. 平成20年3月27日付提出の「改善報告書」提出の経緯

平成20年2月14日付けで、「平成19年12月期決算短信」を開示いたしました。この件につきまして、決算発表後において一部の売上計上時期に問題がある旨監査法人より指摘を受け、社内で再検等を行った結果、平成19年12月期の売上計上を一部修正することになりました。当社は監査法人との協議を踏まえ、可能な限り速やかに平成19年12月期決算短信の訂正を行いましたが、訂正までに決算短信公表後約1ヶ月を要することとなりました。

その経緯は、以下のとおりです。

当社は平成20年2月14日開催の取締役会で平成19年12月期の決算に関する計算書類等の承認を決議し、平成20年2月14日に適時開示情報伝達システム（TDnet）により「平成19年12月期決算短信」を公表いたしました。

当社は平成19年12月期より法人取引の売上高が増加したことに伴い、売上基準の厳格化を図り、平成19年6月に経理規程に係る売上会計要領を改定し、従来の納品基準から検収基準に変更いたしました。これは、納品月に関わらず、納入先での検収に合格し、検収書を手した時点をもって売上計上とするものであります。当該決算短信発表までの監査につきましては、当該取引に係る契約書および検収書をもとに実施され、平成19年12月期の売上としておりましたが、決算発表後、監査法人の要請に基づき、より仔細に亙る資料の提出を行った結果、期末の大型案件について売上の計上時期に関する指摘を受けました。

本件につきましては平成19年12月28日に納品物の発送を行ったものの、発送手続きに不備があり、納品物が本来平成19年12月30日に到着するところが翌年1月に到着したものであります。当社においては販売先の了解のもと、当初予定された到着日付で検収書を入力し、その検収書に基づき平成19年12月期の売上計上としておりましたが、監査法人より、あくまで販売先に納品物が到着し、実際に検収が行われた期において売上を計上すべきとの指摘を受け、社内で再検討を行った結果、平成20年3月13日の取締役会で平成19年12月期の決算の訂正の決議を行い、同日午後にTDnetにより「平成19年12月期決算短信」の修正を公表した次第であります。

このため、証券会員制法人札幌証券取引所は、当社に対して、会社情報の開示を適時適切に行う体制等について改善の必要性が高いと認め、当社に「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第14条第1項の規定に基づき、「改善報告書」の提出を求め、当社は平成20年3月27日付けで「改善報告書」を提出いたしました。

2. 「改善報告書」提出経緯における問題点

(1) 契約書および検収書のみに基づく売上計上

今回の売上計上処理の背景に、契約日付および検収日付のみに基づく経理処理を行っていたことがございます。

(2) チェック機能と相互牽制機能の不足

社内において、営業部門および管理部門内でのチェック機能は上記書類に依拠するケースが多かったこと並びに内部監査部門等との相互牽制機能が不足しておりました。

こうした「改善報告書」提出経緯における問題点を総括いたしますと、社内における相互牽制機能が不十分であり、売上計上処理の詳細を営業部門と管理部門内で共有し、チェックを行う体制が欠けていたものと、改めて反省しております。

3. 「改善報告書」記載の改善措置

平成20年3月27日付「改善報告書」提出に際して、決算短信を訂正することに至った経緯を真摯に受け止めるとともに、常に迅速かつ正確な会社情報の開示を適切に行える社内体制の確立に努めるべく、「改善報告書」において、決算短信を訂正した原因および問題点に対して、次の改善措置を講じていくことを記載いたしました。（以下、平成20年3月27日付「改善報告書」から抜粋転記いたします。）

(1) 売上計上基準の厳格化

当社は改善報告書に記載のとおり売上計上基準を厳格化するため、平成19年6月に経理規程に係る売上会計要領を改定し、従来の納品基準から検収基準に変更いたしました。納品物の発送に係る証憑は確認している一方、販売先への到着は検収書の收受をもって確認しておりました。今後の改善点として、検収書收受の前段階として販売先の商

品受け取りに係る証憑の確認の手順を追加いたします。

また、これらを社内において実践するため営業活動や経理処理に係る業務マニュアル等の整備を行うことで営業部門と管理部門のチェック機能を一層充実させることに努め、かつ社内会議等でこれらのルールを周知徹底いたします。

さらに、財務報告への適正性を確保するため、監査法人および内部監査部門との連携強化に努めてまいります。

(2) 内部監査の強化

一取引先への売上が1千万円以上の案件に関しては、内部監査でその売上の内容につき案件ごとに調査を行い、中間期もしくは期末にその売上の適正性を再度検証したうえで財務報告の作成を行います。

(3) 商品発送に係る手続きの強化

商品発送手続きを正確に行うため、複数での確認業務を制度化いたします。

4. 改善報告書の実施状況

「改善報告書」に記載した改善措置について、その後6ヶ月間における実施状況を以下に記載いたします。

(1) 売上計上基準の厳格化について

売上計上のフローの見直しを行い、検収書收受の前段階として販売先の商品受け渡しに係る証憑等の確認の手順を追加することにより、売上の実在性を確保する体制を整備するとともに、管理部長並びに統括事業部長が主体となり、売上計上基準の社員への周知徹底を強化しております。

さらに、管理部門では、売上における帰属期間の適正性の判断を入念に行い、商品引渡し連絡書の検印の確認と検収書の相手先受領印の日付を確認し、適切な売上の計上を行っております。

(2) 内部監査の強化について

内部監査担当責任者は、取締役会、営業進捗会議等の売上に関わる重要な会議には全て参加し、売上の適正性をモニタリングしております。また、定期的に行う内部監査では、売上計上基準に係るチェック項目を増加いたしました。

さらに、内部監査担当者は、外部で開催される内部監査セミナーに積極的に参加し、内部監査担当者の知識向上ならびに内部監査の品質向上に努めております。

(3) 商品発送に係る手続きの強化について

当社の商品発送は、デジタルデータの受け渡しが主となります。営業部門における、商品を添付（アップロード）した送信メール、取引相手からの受領（ダウンロード）を確認した受信メールをすべて、売上承認権限者が確認し、その受け渡しの送受信ログを商品受け渡しに係る証憑として2年間保存することといたしました。

また、実際に商品等を発送する場合においても、複数でのチェックおよび管理部にて

作成し管理している取引先データと照合を行うなど、単純な発送ミスを起こさぬよう努めております。

このほか、財務報告の信頼性を確保する体制として、平成 20 年 4 月から、管理部内で定期的に会計基準等の財務報告に関わる勉強会を開催し、管理部員のスキルの向上を図り、会計基準に遵守した財務報告の作成を行う体制整備に努めております。

当社といたしましては、上記の改善措置を実施することにより、今後、適正な決算処理および適時開示を行うよう万全を期し、株主、投資家およびその他の関係者の皆様からの信頼回復に全力を尽くしてまいり所存でございます。

以 上